

一般財団法人国土技術研究センターにおける公的研究費の適正な取扱いに
関する規程第3条第2項に掲げる基本方針について

令和元年9月25日

最高管理責任者決定

一般財団法人国土技術研究センターにおける公的研究費の適正な取扱いに関する規程第3条第2項に掲げる不正防止対策の基本方針については、以下のとおりとする。

1. 不正防止対策に当たって、職員等の取るべき行動を明確にする。
2. 不正防止対策に当たって、不正防止対策の実施責任の所在を明確にする。
3. 不正防止対策に当たって、公的研究費の運営および管理ならびにそれらに必要となるルールに関する職員等へのコンプライアンス教育の実施体制を示す。
4. 不正防止対策の実態を把握し、検証する体制を示す。
5. 不正使用が判明した場合に、当該者に厳正な処分を行うと共に、不正使用を行った要因を把握し、再発防止へ向けた対策を講じるための具体的行動を明確にする。